



保護者の皆様へ

シンガポール日本人学校事務局

**DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス（写）の提出について**

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証（DP, PR, Student Pass 等）を保持している必要があります。

新入生・編入生は編入学日までに、滞在許可証（DEPENDANT'S PASS 等）の写しを下欄に貼り付けて、各校事務室へ必ずご提出ください。

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います。（観光ビザ、ロングタームビジットパスでは就学できません）

締切日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\* ディペンダントパスを更新された時も、必ず学校へコピーを提出して下さい。

\* 通学期間中に保護者の EP がキャンセルされる場合は、Student Pass の取得が必須となります。

EP をキャンセルする前に必ず事務局までご相談願います。

.....き.....り.....と.....り.....

( ) 小学部 ( ) キャンパス

( ) 中学部  
\_\_\_\_\_ 年 組

学籍番号： \_\_\_\_\_

FOR OFFICE USE ONLY		
Received Date	Keyed	Checked

表

裏

DP の有効期限： \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 年